

契約事務取扱細則第26条の2に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

物品または役務の名称及び数量	経理責任者の氏名、名称及び所在地			契約締結日	契約業者の氏名及び住所		随意契約によることとした理由及び会計規程等の根拠条文	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札率 (%)	再就職の 役員の人数	公益法人の場合			備考
	名称	所在地	経理責任者		商号又は名称	住所						公益法人 の区分	国所管、都道府 県所管の区分	応札・応募 者数	
病院情報システムソフトウェア改修	独立行政法人国立病院機構 仙台西多賀病院	宮城県仙台市太白区鉤取本 町2丁目11番11号	院長 武田 篤	平成27年7月31日	日本電気(株) 東北支社	宮城県仙台市青葉区中央4丁目6番 1号	ソフトウェア等製造者の独自性が認められるシステムである電子カルテの改修であるため、ライセンス等の関係上、他の業者に改修を行わせることができないため。 (国立病院機構会計規程第52条第4項)	—	3,888,000	—	0				
経皮ペースティング付除細動器	独立行政法人国立病院機構 仙台西多賀病院	宮城県仙台市太白区鉤取本 町2丁目11番11号	院長 武田 篤	平成27年8月31日	(株)シバタインテック	宮城県仙台市若林区卸町2丁目11 番3号	予定価格が160万円を超えないため (契約事務取扱細則第17条の3)	—	1,485,000	—	0				
診療情報データベース構築のためのSS-MIX2E ジョーの調達及び運用・保守業務	独立行政法人国立病院機構 仙台西多賀病院	宮城県仙台市太白区鉤取本 町2丁目11番11号	院長 武田 篤	平成27年11月18日	日本電気(株) 東北支社	宮城県仙台市青葉区中央4丁目6番 1号	当該案件ができる唯一の業者であり他に対応できる業者がないため。(国立病院機構会計規程第52条第4項)	—	5,748,840	—	0				
MR I装置保守点検	独立行政法人国立病院機構 仙台西多賀病院	宮城県仙台市太白区鉤取本 町2丁目11番11号	院長 武田 篤	平成27年11月20日	シーメンス・ジャパン (株)東北営業所	宮城県仙台市太白区富沢南2-8- 9	当該案件ができる唯一の業者であり他に対応できる業者がないため。(国立病院機構会計規程第52条第4項)	—	4,536,000	—	0				
多目的デジタルX線TV装置保守	独立行政法人国立病院機構 仙台西多賀病院	宮城県仙台市太白区鉤取本 町2丁目11番11号	院長 武田 篤	平成27年11月27日	東芝メディカルシステムズ(株) 宮城サービスセンター	宮城県青葉区南吉成2-17-2	当該案件ができる唯一の業者であり他に対応できる業者がないため。(国立病院機構会計規程第52条第4項)	—	2,451,600	—	0				
「重度嗅覚障害を呈するパーキンソン病を 対象としたドネペジルの予後改善効果に 関する研究」の臨床研究実施支援に係る研 究事務局業務の委託に係る変更契約	独立行政法人国立病院機構 仙台西多賀病院	宮城県仙台市太白区鉤取本 町2丁目11番11号	院長 武田 篤	平成27年12月17日	(株)CLINICAL STUDY SUPPORT	愛知県名古屋市中区錦1-11-2 0	当該案件ができる唯一の業者であり他に対応できる業者がないため。(国立病院機構会計規程第52条第4項)	—	5,562,000	—	0				
病院情報システムプログラム改修	独立行政法人国立病院機構 仙台西多賀病院	宮城県仙台市太白区鉤取本 町2丁目11番11号	院長 武田 篤	平成27年12月24日	日本電気(株) 東北支社	宮城県仙台市青葉区中央4丁目6番 1号	ソフトウェア等製造者の独自性が認められるシステムである電子カルテの改修であるため、ライセンス等の関係上、他の業者に改修を行わせることができないため。 (国立病院機構会計規程第52条第4項)	—	7,776,000	—	0				
電子カルテシステムプログラム改修	独立行政法人国立病院機構 仙台西多賀病院	宮城県仙台市太白区鉤取本 町2丁目11番11号	院長 武田 篤	平成27年12月24日	日本電気(株) 東北支社	宮城県仙台市青葉区中央4丁目6番 1号	ソフトウェア等製造者の独自性が認められるシステムである電子カルテの改修であるため、ライセンス等の関係上、他の業者に改修を行わせることができないため。 (国立病院機構会計規程第52条第4項)	—	7,779,892	—	0				
X線CT装置保守	独立行政法人国立病院機構 仙台西多賀病院	宮城県仙台市太白区鉤取本 町2丁目11番11号	院長 武田 篤	平成27年12月27日	東芝メディカルシステムズ(株) 宮城サービスセンター	宮城県青葉区南吉成2-17-2	当該案件ができる唯一の業者であり他に対応できる業者がないため。(国立病院機構会計規程第52条第4項)	—	12,960,000	—	0				
在宅人工呼吸器賃貸借	独立行政法人国立病院機構 仙台西多賀病院	宮城県仙台市太白区鉤取本 町2丁目11番11号	院長 武田 篤	平成28年3月25日	帝人在宅医療(株)	東京都千代田区霞が関3丁目2番1 号	安全性の確保のため、患者における操作習熟性の観点から従来使用している機種継続使用が必要なため。(国立病院機構会計規程第52条第4項)	—	1,482,624	—	0				
院内人工呼吸器賃貸借	独立行政法人国立病院機構 仙台西多賀病院	宮城県仙台市太白区鉤取本 町2丁目11番11号	院長 武田 篤	平成28年3月25日	(株)アライブ	宮城県仙台市青葉区八幡5丁目6- 22	安全性の確保のため、患者における操作習熟性の観点から従来使用している機種継続使用が必要なため。(国立病院機構会計規程第52条第4項)	—	3,693,600	—	0				
在宅酸素濃縮器賃貸借	独立行政法人国立病院機構 仙台西多賀病院	宮城県仙台市太白区鉤取本 町2丁目11番11号	院長 武田 篤	平成28年3月25日	フィリップス・レスピロニクス合同 会社	東京都港区港南2丁目13番37号	安全性の確保のため、患者における操作習熟性の観点から従来使用している機種継続使用が必要なため。(国立病院機構会計規程第52条第4項)	—	3,032,640	—	0				
在宅酸素濃縮器賃貸借	独立行政法人国立病院機構 仙台西多賀病院	宮城県仙台市太白区鉤取本 町2丁目11番11号	院長 武田 篤	平成28年3月25日	帝人在宅医療(株)	東京都千代田区霞が関3丁目2番1 号	安全性の確保のため、患者における操作習熟性の観点から従来使用している機種継続使用が必要なため。(国立病院機構会計規程第52条第4項)	—	1,447,686	—	0				
保存血液等供給	独立行政法人国立病院機構 仙台西多賀病院	宮城県仙台市太白区鉤取本 町2丁目11番11号	院長 武田 篤	平成28年3月25日	日本赤十字社東北ブロック 血液センター	宮城県仙台市泉区明通2丁目6-1	当該案件ができる唯一の業者であり他に対応できる業者がないため。(国立病院機構会計規程第52条第4項)	—	4,555,113	—	0				
病院情報システムソフトウェア改修 (診療報酬改正)	独立行政法人国立病院機構 仙台西多賀病院	宮城県仙台市太白区鉤取本 町2丁目11番11号	院長 武田 篤	平成28年3月30日	日本電気(株) 東北支社	宮城県仙台市青葉区中央4丁目6番 1号	ソフトウェア等製造者の独自性が認められるシステムである電子カルテの改修であるため、ライセンス等の関係上、他の業者に改修を行わせることができないため。 (国立病院機構会計規程第52条第4項)	—	4,968,000	—	0				
在宅人工呼吸器賃貸借	独立行政法人国立病院機構 仙台西多賀病院	宮城県仙台市太白区鉤取本 町2丁目11番11号	院長 武田 篤	平成28年3月31日	フィリップス・レスピロニクス合同 会社	東京都港区港南2丁目13番37号	安全性の確保のため、患者における操作習熟性の観点から従来使用している機種継続使用が必要なため。(国立病院機構会計規程第52条第4項)	—	20,049,120	—	0				
在宅人工呼吸器賃貸借	独立行政法人国立病院機構 仙台西多賀病院	宮城県仙台市太白区鉤取本 町2丁目11番11号	院長 武田 篤	平成28年3月31日	アイ・エム・アイ(株)	宮城県仙台市青葉区愛子字蛇台原1 2	安全性の確保のため、患者における操作習熟性の観点から従来使用している機種継続使用が必要なため。(国立病院機構会計規程第52条第4項)	—	8,535,456	—	0				

契約事務取扱細則第26条の2に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

物品または役務の名称及び数量	経理責任者の氏名、名称及び所在地			契約締結日	契約業者の氏名及び住所		随意契約によることとした理由及び会計規程等の根拠条文	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札率 (%)	再就職の 役員の人数	公益法人の場合			備考
	名 称	所 在 地	経理責任者		商号又は名称	住 所						公益法人 の区分	国所管、都道府 県所管の区分	応札・応募 者数	
院内人工呼吸器賃貸借	独立行政法人国立病院機構 仙台西多賀病院	宮城県仙台市太白区鉤取本 町2丁目11番11号	院長 武田 篤	平成28年3月31日	フィリップス・レスピロニクス合同 会社	東京都港区港南2丁目13番37号	安全性の確保のため、患者における操作習熟性の観点から従来使用している機種継続使用が必要なため。（国立病院機構会計規程第52条第4項）	—	81,997,920	—	0				
院内人工呼吸器賃貸借	独立行政法人国立病院機構 仙台西多賀病院	宮城県仙台市太白区鉤取本 町2丁目11番11号	院長 武田 篤	平成28年3月31日	アイ・エム・アイ（株）	宮城県仙台市青葉区愛子字蛇台原1 2	安全性の確保のため、患者における操作習熟性の観点から従来使用している機種継続使用が必要なため。（国立病院機構会計規程第52条第4項）	—	47,692,800	—	0				
「重度嗅覚障害を呈するパーキンソン病を対象としたドネペジルの予後改善効果に関する研究」の臨床研究実施支援に係る研究事務局業務の委託契約	独立行政法人国立病院機構 仙台西多賀病院	宮城県仙台市太白区鉤取本 町2丁目11番11号	院長 武田 篤	平成28年4月1日	(株) CLINICAL STUDY SUPPORT	愛知県名古屋市中区錦1-11-2 0	当該案件ができる唯一の業者であり他に対応できる業者がないため。（国立病院機構会計規程第52条第4項）	—	30,574,800	—	0				
プラストチラー	独立行政法人国立病院機構 仙台西多賀病院	宮城県仙台市太白区鉤取本 町2丁目11番11号	院長 武田 篤	平成28年6月5日	ホシザキ東北（株） 仙台西営業所	宮城県仙台市太白区中田5-3-2 1	予定価格が160万円を超えないため（契約事務取扱細則第17条の3）	—	1,229,040	—	0				

（注1）「再就職の役員の数（人）」欄については、厚生労働所の所管公益法人（民法第34条の規定に基づき設立された法人）

に機構の常勤役員であったものが役員として、契約を締結した日に在籍していれば、その人数を記載すること。

（注2）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の調整を食われることができる。

（注3）公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。